

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

<基本的な考え方>

当社は、「社会に信頼される会社であること」を基本理念におき、法令の遵守、経営の透明性、公正性の確保、社会倫理の尊重を重要な経営課題と位置づけ、その実現に向けてコーポレート・ガバナンス体制の強化推進に取り組み、当社および当社グループの持続的な成長と企業価値向上を図ってまいります。

<基本方針>

(1)株主の権利・平等性の確保

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう必要な環境整備に努め、その権利行使が適切に行えるよう、必要な情報を的確に提供します。また、少数株主や外国人株主など、株主間の平等性の確保に配慮します。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社が担う社会的責任は、当社グループの基本理念である「社会に信頼される会社であること」の実践を通じて、持続可能な社会の実現に貢献することであるとの認識のもと、株主の皆さまをはじめ、お客様、取引先、地域社会、社員等様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。

(3)適切な情報開示と透明性の確保

当社は、株主の皆さまをはじめと、様々なステークホルダーから適切な評価を得るため、また、株主の皆さまとの建設的な対話を行うため、法令に基づく適切な開示を行うことはもとより、それ以外の情報についても適時適切な開示に努めるとともに、その開示情報が利用する皆さまにとってわかりやすく、有用性が高いものとなるよう努めます。

(4)取締役会の責務

当社の取締役会は、自由闊達で建設的な議論・意見交換を行い、会社の持続的な成長や中長期的な企業価値向上のため、事業戦略等の経営に関する重要事項の決定、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援するための環境整備、経営監督機能の充実等、その役割・責務を適切に果たします。

(5)株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、「株主との建設的な対話に関する基本方針」に基づき、株主との建設的な対話を促進します。

「株主との建設的な対話に関する基本方針」

<https://www.seiko.co.jp/ir/management/governance/index.html#anc01>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則2-4-1】(多様性の確保)

・中核人材の登用等における多様性の確保に関する考え方および目標の開示

当社は、現在、女性の管理職への登用についての考え方と目標を定めておりますが、本補充原則の趣旨を踏まえ、改めて内容の見直しを行い、外国人・中途採用者を含めた中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と目標を次期中期経営計画にて開示する予定です。

・多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針およびその実施状況の開示

当社は、現在、多様性の確保に向けた「人材育成方針」および「社内環境整備方針」を定めておりますが、本補充原則の趣旨を踏まえ、改めて各方針の見直しを行い、当該方針とその実施状況を次期中期経営計画にて開示する予定です。

【補充原則3-1-3】(サステナビリティの取組みおよび人的資本や知的財産への投資等についての開示)

当社のサステナビリティについての取組みおよび人的資本や知的財産への投資等については、現在、本補充原則の趣旨を踏まえた対応を検討中であり、次期中期経営計画にて開示する予定です。

【補充原則4-2-2】(サステナビリティを巡る取組み)

・取締役会による経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の監督

当社は、経営資源の配分状況や事業ポートフォリオに関する戦略の実行状況を定期的に取締役会に報告するなど、取締役会による監督体制を整備する予定です。

【補充原則4-11-1】(取締役の有するスキル等の組み合わせの開示)

当社の取締役が有するスキル等の組み合わせについては、現在、検討中である次期中期経営計画における経営戦略に照らし、取締役会が備えるべきスキル等を特定したうえで、2022年定時株主総会招集通知にて開示する予定です。

【補充原則5-2-1】(事業ポートフォリオに関する基本的な方針と見直しの状況の公表)

当社の事業ポートフォリオに関する基本的な方針については、取締役会にて決定のうえ、次期中期経営計画とともに開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】(政策保有株式)

・政策保有に関する方針

当社は、当社グループの中長期的な企業価値向上の観点から、当社の経営戦略、取引先との事業上の関係、資本コストを踏まえた保有に伴う便益やリスク等を総合的に勘案し、保有意義がないと判断した株式は縮減する方針としております。

・政策保有株式の保有の適否の検証の開示

当社は、毎年、取締役会において、当社グループが政策保有するすべての上場株式について、取引先としての重要性、資本コストを踏まえた保有に伴う便益やリスク等を精査する方法により、保有の合理性を検証しております。

直近では2021年8月に開催した取締役会において個別に検証を行いました。引き続き、保有の意義や合理性が乏しいと判断された一部の株式については、縮減に向けて検討を進めてまいります。

なお、上記の政策保有に関する方針に従い、2021年3月期に当社子会社保有の政策保有株式のうち1銘柄を売却いたしました。

・政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、発行会社の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであるか、株主価値を毀損するものではないか等を総合的に判断して行使いたします。また、当該判断にあたり、特に重要な議案については、必要に応じて発行会社との対話を実施いたします。当社が重要と考える議案は以下のとおりです。

- ・取締役、監査役選任議案
- ・合併等の組織再編議案
- ・買収防衛策議案
- ・上記のほか株主価値を毀損するおそれのある議案

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

取締役の利益相反取引については、取締役会規則において取締役会の決議事項としており、取引内容を示して取締役会の承認を受けております。

また、主要株主や関係会社等の関連当事者との取引については、第三者との取引と同様、取引条件の合理性を審査したうえで、社内規則に基づいた承認手続を実施し、その内容を有価証券報告書において開示しております。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、多様化する従業員のライフプランに応じた資産形成に柔軟に対応するため、確定拠出年金制度を採用しており、アセットオーナーとして企業年金の運用を行っております。

なお、確定拠出年金制度の運営管理機関および運用商品は、専門性・実績等を考慮したうえで適切に選定しております。また、定期的に従業員に対して資産運用に関する教育や情報提供を行っております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページに当社の基本理念および2019年度から2021年度までの中期経営計画を掲載しておりますので、ご参照ください。

「基本理念」

<https://www.seiko.co.jp/group/philosophy/index.html>

「中期経営計画」

<https://www.seiko.co.jp/ir/management/plan/>

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「I. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員報酬の決定に関する方針と手続きの詳細につきましては、本報告書「II. 1. 【取締役報酬関係】」に記載しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役および監査役候補者は、各々その職務に相応しい人格および見識を有していることが重要であると考えております。

この考えに基づき、社内取締役候補者の指名および経営陣幹部の選定にあたっては、持株会社である当社の各機能とグループの各事業分野をカバーするバランスを確保しつつ、的確かつ迅速な意思決定ができるよう、適材適所の観点から総合的に検討しております。

社内監査役候補者の指名にあたっては、当社グループの事業に関する知識、財務・会計・法務に関する知見等を有し、経営の健全性確保に貢献できるかという観点から総合的に検討しております。

社外取締役候補者の指名にあたっては、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い見識を有しているか等の観点から総合的に検討しております。

社外監査役候補者の指名にあたっては、財務・会計・法務に関する知見および各専門分野における豊富な経験と高い見識を有しているか等の観点から総合的に検討しております。

上記方針に基づき、代表取締役が提案した候補者を、社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会の審議を経たうえで、取締役会にて決定しております。

また、経営陣幹部の解職については、会社業績等の評価を踏まえてその機能を十分に発揮していないと認められる場合など、取締役会が定める解職基準に該当する場合、コーポレートガバナンス委員会にて適時に審議を行い、その結果を踏まえて、取締役会は、代表取締役・役付取締役・業務執行取締役としての役職を解くこととします。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役、監査役の個々の経歴および選解任の理由については、株主総会招集ご通知に記載いたします。

「株主総会招集ご通知」

<https://www.seiko.co.jp/ir/library/meeting.html>

【補充原則4-1-1】(経営陣への委任の範囲)

当社取締役会は、法令および定款で定められた事項のほか、取締役会規則に基づき、経営の基本に関する事項および重要な業務執行について意思決定を行っております。これら以外の業務執行の決定については、職務権限規則に基づき経営陣に委任しております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準および資質)

当社は、社外取締役の選任にあたって、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い見識ならびにその職務に相応しい人格を有する方を社外取締役候補者に指名しています。

また、東京証券取引所が定める独立性基準を充たし、経営に対する監督機能の向上に貢献いただける方を独立役員として届け出ております。

以上に基づき、当社は、独立社外取締役2名を選任しております。

【補充原則4-11-1】(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方)

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性および規模が適切に確保されるよう努めております。

当社は、ウオッチ事業、電子デバイス事業、システムソリューション事業など広範囲の事業をグローバルに展開していることから、これらの事業活動についての確かつ迅速な意思決定と業務執行の監督を行うことができるよう、持株会社である当社の各機能とグループの各事業分野に精通した幹部層から社内出身の取締役を選任しております。また、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い見識を有する方を社外取締役に選任しております。

取締役会の規模については、上記の考え方に基づき、定款にて取締役の員数を13名以内と定めております。

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役の兼任状況)

当社の取締役および監査役の他の上場会社の役員兼任状況は、第160回定時株主総会招集ご通知に記載しております。

「第160回定時株主総会招集ご通知」

<https://www.seiko.co.jp/ir/library/meeting.html>

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性についての分析・評価)

当社は、取締役会の実効性に関する評価を実施し、当社ホームページにて結果の概要を開示しております。

「取締役会の実効性に関する評価結果の概要について」

https://www.seiko.co.jp/ir/management/pdf/governance_01.pdf

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社は、取締役および監査役に対し、就任時に加え、就任後も継続的に、その役割および責務を果たすために必要な知識・情報を取得できるよう、外部機関が実施する研修を含め、必要な機会の提供、斡旋、費用の支援を行います。

また、社外取締役および社外監査役に対しては、当社グループの事業、財務、組織等に関する情報を提供するとともに、グループ各社の事業概況の説明や事業所への視察を行うなど、当社グループに対する理解を深めるための機会を提供いたします。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

株主との建設的な対話に関する方針は、当社ホームページにて開示しております。

「株主との建設的な対話に関する基本方針」

<https://www.seiko.co.jp/ir/management/governance/index.html#anc01>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三光起業株式会社	4,436,500	10.73
服部 悦子	3,613,908	8.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,434,800	8.31
服部 真二	2,279,289	5.51
第一生命保険株式会社	1,800,000	4.35
服部 秀生	1,622,455	3.92
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,352,300	3.27
GIC PRIVATE LIMITED - C	1,082,000	2.62
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	971,100	2.35
清水建設株式会社	744,200	1.80

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

上記「大株主の状況」は、2021年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
永野 毅	他の会社の出身者								○				
寺浦 康子	弁護士												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永野 毅	○	同氏は、現在、東京海上ホールディングス(株)の取締役会長であります。同社グループと当社グループの間には、保険契約に関する取引等がありますが、その取引の規模は、同社の連結経常収益(連結売上高に相当)および当社の連結売上高に対して、いずれも1%未満と僅少です。	同氏は、長年にわたる企業経営者としての経歴を通じて培われた豊富な経験と高い見識を有していることから、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

寺浦 康子	○	——	同氏は、長年にわたる弁護士としての経歴を通じて培われた豊富な知識と経験を有していることから、業務執行の監督機能強化への貢献および弁護士としての専門的な知見に基づく助言を期待し選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	コーポレートガバナンス委員会	7	0	2	2	0	3	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	コーポレートガバナンス委員会	7	0	2	2	0	3	社内取締役

補足説明

当社は、経営の客観性と透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会を設置しております。

同委員会は、役員報酬、役員候補者の指名、代表取締役・役付取締役・業務執行取締役の選定・解職、その他コーポレート・ガバナンスに関する事項について、客観的かつ公正な視点でこれらの事項を審議し、取締役会へ答申をしております。

なお、コーポレートガバナンス委員会の構成員および議長は以下のとおりです。

議長	代表取締役社長	高橋 修司
委員	代表取締役会長兼グループCEO	服部 真二
	社外取締役	永野 毅
	社外取締役	寺浦 康子
	社外監査役	浅野 友靖
	社外監査役	天野 秀樹
	社外監査役	矢野 正敏

上記委員構成の「その他」の委員は社外監査役3名であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況としましては、会計監査人と定期的な会合を持つとともに、必要に応じて適宜、情報の交換を行っております。監査役と内部監査部門の連携状況としましては、内部監査室が内部監査業務を担い、監査役と連携を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浅野 友靖	他の会社の出身者											△		
天野 秀樹	公認会計士								△					
矢野 正敏	他の会社の出身者							△			○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅野 友靖	○	同氏は、第一生命ホールディングス(株)の出身ですが、同社取締役専務執行役員を2017年3月に退任した後は同社の業務執行には関与しておりません。また、同社グループと当社グループとの間には保険契約に関する取引等がありますが、その取引の規模は、同社の連結経常収益（連結売上高に相当）および当社の連結売上高に対して、いずれも1%未満と僅少です。さらに、当社グループは同社グループから、金銭の借入を行っておりますが、その規模は、同社および当社の連結総資産の2%未満と僅少です。	同氏は、長年にわたる企業経営者としての経歴を通じて培われた豊富な経験と高い見識を有していることから、適切な監査機能を果たしていただくことを期待し選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
天野 秀樹	○	同氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身ですが、同氏は当社の監査業務に直接関与したことはなく、また、同監査法人エグゼクティブ・シニアパートナーを2016年6月に退任した後は同監査法人の運営には関与しておりません。	同氏は、長年にわたる公認会計士としての経歴を通じて培われた豊富な知識と経験を有していることから、適切な監査機能を果たしていただくことを期待し選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
矢野 正敏	○	同氏は、現在、清和総合建物(株)の代表取締役社長であります。同社と当社グループとの間には、不動産管理に関する取引等がありますが、その取引の規模は、同社の売上高および当社の連結売上高に対して、いずれも1%未満と僅少です。また、同氏は、当社の主要な借入先である(株)みずほ銀行の出身ですが、同行取締役副頭取を2013年3月に退任した後は同行の業務執行には関与しておりません。	同氏は、長年にわたる企業経営者としての経歴を通じて培われた豊富な経験と高い見識を有していることから、適切な監査機能を果たしていただくことを期待し選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員要件を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業務執行取締役に対して業績連動報酬を支給しております。業績連動報酬の詳細につきましては、本報告書「Ⅱ. 1. 【取締役報酬関係】」に記載しております。

なお、2019年3月期より一部子会社においても、当社と同じ体系の業績連動報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書では、取締役(社外取締役を除く)、社外役員に区分し、支給人員および支給総額を開示しております。また、連結報酬等の額が1億円以上である取締役の支給額をあわせて開示しております。
事業報告では、全取締役の支給人員および支給総額を開示しております。
いずれも当社のホームページに掲載し、公衆の縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年3月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を以下のa)~f)のとおり決議しております。当該方針は、取締役会の諮問機関であり社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会の審議を経たうえで、その審議内容を踏まえて取締役会にて決定いたしました。

a)取締役報酬の基本方針

当社の役員報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針とする。

- ・報酬に対する透明性・客観性を確保するとともに、その役割と責務に相応しい報酬水準とする。
- ・当社および当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営理念および経営戦略に合致した職務の遂行を促し、また経営目標の達成を動機付けるものとする。

なお、報酬の水準については、事業内容、規模等において類似する同輩企業を対象とした第三者による役員報酬調査結果を踏まえて決定する。

b)取締役の報酬体系

業務執行取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」、業績に連動する「賞与」(短期インセンティブ報酬)および「株式報酬」(中長期インセンティブ報酬)で構成し、社外取締役等の非業務執行取締役の報酬は、「基本報酬」のみで構成する。

c)基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役割と責務に応じて同輩企業の水準、在任年数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

d)業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬等は、金銭報酬である「賞与」および非金銭報酬等である「株式報酬」で構成する。

業績連動報酬等に係る業績指標は、当社グループの経営目標達成のインセンティブとして機能するよう、会社業績評価に関わる重要な経営指標として定めている「連結売上高」および「連結営業利益」とする。

(賞与)

賞与は、基本報酬に役位ごとに定めた係数を乗じた額を標準支給額とする。代表取締役の個人別支給額は、標準支給額に業績達成率に応じた支給率を乗じて決定する。代表取締役以外の業務執行取締役の個人別支給額は、標準支給額に業績達成率に応じた支給率を乗じた額と標準支給額に定性評価に基づく支給率を乗じた額を合算して決定する。賞与は、目標値に対する達成度に応じ、0~200%の範囲で変動する。

・業績指標

連結売上高および連結営業利益

※目標値は期初に決算短信で公表する業績予想値とする。

(例外規定)

評価対象期間中に予測不能な事態(連結業績や企業価値に大きな影響を及ぼす事象)が生じた場合は、コーポレートガバナンス委員会の諮問を経たうえで、取締役会の決議により目標値を修正することができるものとする。

・支給時期

当年度分を翌年5月末に支給する。

・報酬返還事由

業務執行取締役が解任された場合または退任までの間に業務執行取締役が当社に重大な損害を与える行為その他当該行為に準じる非違行為を行った場合は、取締役会の決議により、支給予定の賞与の全部または一部を減ずることができる。

(株式報酬)

株式報酬は、個人別給付額を株式数に換算したポイントを毎期待与する。個人別給付額は、基本報酬に役位ごとに定めた係数を乗じた標準給付額(固定部分)とその標準給付額に業績達成率に応じた支給率を乗じた額(業績連動部分)を合算した金額とする。業績連動部分の株式報酬は、目標値に対する達成率に応じ、0~200%の範囲で変動する。なお、固定部分と業績連動部分の割合の目安はそれぞれ50%である(業績達成率が100%の場合)。

・業績指標

連結売上高および連結営業利益

※目標値は中期経営計画の対外公表値とし、初年度から評価対象年度までの累積値で評価する。公表値がない事業年度については、当該事業年度における経営環境を勘案のうえ、取締役会で決議した数値を目標値とする。

(例外規定)

評価対象期間中に予測不能な事態(連結業績や企業価値に大きな影響を及ぼす事象)が生じた場合は、コーポレートガバナンス委員会の諮問を経たうえで、取締役会の決議により目標値を修正することができるものとする。

・支給時期

当年度分のポイントを翌年5月末に付与する。退任時に1ポイントを1株に換算し、当社株式を給付する。

・報酬返還事由

受給予定者が解任された場合または退任までの間に受給予定者が当社および当社グループ会社に重大な損害を与える行為その他当該行為に準じる非違行為を行った場合は、当社およびグループ会社の取締役会の決議により、給付予定の本株式および金銭の全部または一部を減ずることができる。

e)金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の企業価値向上に資するインセンティブとして適切な割合となるよう、同輩企業の水準を考慮するものとし、取締役会の諮問機関であり社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会にて審議を経たうえで、その審議内容を踏まえて取締役会にて決定する。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、以下のとおりとする(業績達成率及び定性評価に基づく支給率が100%の場合)。

・代表取締役

基本報酬:賞与:株式報酬=1.0:0.2:0.2

・代表取締役以外の業務執行取締役

基本報酬:賞与:株式報酬=1.0:0.15:0.15

f)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額の一部については、取締役会決議に基づき、代表取締役会長および代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各業務執行取締役の賞与の定性評価とする。

当該権限が代表取締役会長および代表取締役社長によって適切に行使されるよう、毎年、コーポレートガバナンス委員会において、取締役の役位別の報酬水準について審議を行い、上記の委任を受けた代表取締役会長および代表取締役社長は、その審議内容を踏まえて決定をしなければならないものとする。

なお、業務執行取締役の個人別の業績連動報酬等(上記の委任事項を除く)は、取締役会の決議により定めた規則(上記d)の方針に従って業績連動報酬等及び非金銭報酬等の算定方法を規定するもの)に基づき、決定される。

上記報酬等の内容は、取締役会の諮問機関であり社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会の審議を経たうえで、その審議内容を踏まえて取締役会にて決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対しては、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」に記載の取締役・監査役に対するトレーニングに加え、常勤取締役、常勤監査役等が取締役会付議事項の事前説明を行っております。また、取締役会事務局担当部門が、社外取締役・社外監査役の職務執行の全般をサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

当社は、社内規則に基づき、元代表取締役社長等を顧問等に選任することがあります。顧問等の任期は1年とし、その選解任、職務内容、報酬その他の処遇については、社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会の審議を経て、取締役会にて決定します。職務内容については、社会貢献活動、業界団体・財界活動、現経営陣への助言、重要事項の引継ぎ、取引関係の維持・拡大の中から、個別に委嘱することを予定しておりますが、顧問等が当社の経営上の意思決定に関与することはありません。なお、現在対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)業務執行体制の概要

当社は持株会社として、事業ごとの経営責任の明確化を図るとともに、迅速な経営判断と機動的な施策の実行を通して、経営環境の変化に対応できる組織体制としております。すなわち、取締役11名(内、社外取締役2名、女性2名)で構成する取締役会において、常に連結事業会社の状況を把握し、必要に応じて各事業会社より説明を受け、迅速適切な意思決定を行うなど、各事業会社の業務執行状況の把握に努めております。取締役会では、法令および定款で定められた事項のほか、取締役会規則に基づき、経営の基本に関する事項および重要な業務執行について意思決定と業務執行の監督を行っております。これら以外の業務執行の決定については、職務権限規則に基づき経営陣に委任しております。なお、当社グループの経営方針および経営情報の共有化や中長期的な事業戦略の協議を行うことを目的に当社常勤役員と事業会社の社長で構成する経営協議会ならびに事業戦略会議を、業務執行の基本事項を審議し、経営活動を適正迅速に推進することを目的に当社常勤役員で構成する経営戦略会議を開催しております。また、経営の客観性と透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会を設置しております。

(2)監査役監査の状況

当社は監査役制度を採用しており、監査役5名(内、社外監査役3名)による監査役会を定期的に開催し、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役が監査の実施状況および結果について相互に報告を行うほか、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い監査活動を実施しております。当社は取締役会その他重要な会議での監査役の意見を尊重し、随時経営に反映しております。

なお、常勤監査役高木晴彦氏、西本隆志氏は、経理業務に従事した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役天野秀樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(3)内部監査の状況

当社における内部監査は、社長直轄の部門である内部監査室が、当社規則に基づき、内部監査を実施するとともに、監査役と連携を取り、監査役の職務のサポートを行っております。内部監査室に配置された従業員は業務執行に係る業務を兼務しないことおよび内部監査室の長の異動については、事前に代表取締役社長が監査役会と協議し、監査役会の意見を尊重することで、その独立性と実効性を高めております。

(4)会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任あずさ監査法人

b. 継続監査期間

43年間

上記は、現任の監査人である有限責任あずさ監査法人の前身の1つである監査法人井上達雄会計事務所が監査法人組織になって以降の期間について記載したものです。

c. 業務を執行した公認会計士

大谷秋洋、西野聡人、植田健嗣

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計試験合格者等5名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、当社監査役会が定める会計監査人の評価および選定基準ならびに解任または不再任の決定の方針に基づき、有限責任あずさ監査法人が、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性および品質管理体制、さらに当社のグローバルな活動を一元的に監査できる体制を有していることを確認し、監査実績などを踏まえ、総合的に検討した結果、適任と判断し、同監査法人を会計監査人に選定しております。

なお、当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。

f. 監査役会による監査法人の評価

当社監査役会は、会計監査人の評価および選定基準を定め、これに基づき、毎事業年度、会計監査人の評価を実施しております。当事業年度については、会計監査人からの品質管理体制等の報告ならびに経理部および内部監査室からの意見を参考に、審議のうえ、評価を行っております。

(5)責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を上限としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(6)役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、当社および当社子会社であるセイコーインスツル株式会社の全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「社会に信頼される会社であること」を基本理念におき、法令の遵守、経営の透明性、公正性の確保、社会倫理の尊重を重要な経営課題と位置づけ、その実現に向けてコーポレート・ガバナンス体制の強化推進に取り組み、当社および当社グループの持続的な成長と企業価値向上を図ってまいります。

当社が持株会社として連結運営する経営体制においては、上記の重要な経営課題を実現するうえで、当企業統治の体制が最適であると考えております。

なお、社外取締役においては、独立的な立場からの経営の監督機能を担い、経営に対する監督機能の強化を期待しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月29日開催の定時株主総会にかかる招集通知を同年6月9日(法定期日の3営業日前)に発送しました。また、招集通知発送前の5月28日に当社および東京証券取引所のホームページにおいて電子的に公表しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は2016年6月開催の第155回定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は2016年6月開催の第155回定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知を英文で作成し、当社および東京証券取引所のホームページに掲載しております。
その他	株主総会の運営においては、事業報告のビジュアルプレゼンテーションを実施するなど、株主にとってわかりやすい株主総会になるよう努めております。また、当社ホームページに招集通知(和文および英文)ならびに議決権行使結果の臨時報告書を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2009年3月にIRポリシーを作成し、ホームページで公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	例年、全国の証券会社の支店等で、個人投資家向けセミナー(不定期)を実施しております。また、ホームページに個人投資家向けのページを設け、事業内容や業績等をわかりやすく掲載しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎にアナリスト、機関投資家向けの決算説明会を開催しているほか、事業についての説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	担当役員がオンラインで個別ミーティングを行っているほか、証券会社が主催するカンファレンスに参加し、海外投資家への説明を行っております。また、例年、年に1~2回、担当役員の海外株主、機関投資家訪問を実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	統合報告書、中期経営計画、決算情報(決算短信、決算説明会資料、説明会での主な質疑応答など)、有価証券報告書、決算情報以外の適時開示情報、その他の投資家向け情報を、原則和文・英文で掲載しているほか、年次報告書、定時株主総会招集通知・決議通知などを掲載しております。 (日本語サイト: https://www.seiko.co.jp/ir/) (英語サイト: https://www.seiko.co.jp/en/ir/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては経営管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社は、「社会に信頼される会社であること」という企業理念のもとESGの観点で様々な事業活動に取り組んでいます。「企業倫理行動指針」においては、「時の文化」の発展のため、社会におけるさまざまな活動に貢献すること、人々の生活、スポーツ、科学技術や産業の領域にいたるまで、社会が必要とする「計時」のニーズに幅広く対応し、社会の向上や発展に貢献することを掲げております。</p> <p>また、ESG、SDGs活動に関する専門組織を設置し、以下のESG活動やSDGsにも積極的に取り組んでいます。</p> <p>環境 (Environment) 全ライフサイクルにおける資源の有効活用およびCO2排出量削減、廃棄物低減等に向けた弛まぬ努力に加え、自然環境維持に関しての情報提供や人々の意識を高めるための活動に取り組んでいます。</p> <p>社会 (Social) 後開発途上国を含む世界の様々な地域において、人々が心豊かな暮らしを送れるように幅広く社会課題の解決に取り組んでいます。</p> <p>ガバナンス (Governance) すべてのステークホルダーからの信頼の維持に向け、コーポレート・ガバナンス体制の強化推進とともに、あらゆる製品・サービスの品質に対する意識の向上にグループ全般にわたって取り組んでいます。</p> <p>グローバルな社会の一員として「The Valuable 500」への加盟や「国連グローバル・コンパクト」への署名も行うなど、持続可能な社会の実現に向けた活動を行っております。</p> <p>グローバルな社会の一員として「The Valuable 500」への加盟や「国連グローバル・コンパクト」への署名も行うなど、持続可能な社会の実現に向けた活動を行っております。</p> <p>さらに、環境保全の活動においても、当社の「環境基本理念」および「環境基本方針」に従って、法令を遵守し、健康で豊かな社会の基盤である地球の環境保全に積極的かつ継続的に取り組んでいます。</p> <p>なお、これらの活動の詳細は、ホームページや「統合報告書」で公開しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社の「企業倫理行動指針」において、ステークホルダーに対する適正かつ適時の企業情報開示を行うことを掲げております。</p>
<p>その他</p>	<p>当社は、第7次中期経営計画において、多様な価値観を持った人材が生き活きと働くことができる環境を整備し、「採る」「育てる」「活かす」の好循環により、グループの持続的な成長を図ることを基本方針としております。</p> <p>ダイバーシティのさらなる推進を目指し、グループを横断する組織として「全員活躍推進委員会」を設け、情報共有や意見交換を行いながら、女性や高齢者、時間制約のある社員を含む全社員が、生き活きと働くための職場環境を整備するとともに、生産性向上に関する取り組みを進めています。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止策の一環として、デジタル環境の整備が進み、在宅勤務やWeb会議等デジタル活用による新たな働き方が浸透しました。</p> <p>女性の活躍推進に関しては、2013年度から継続して、研修・講演会の開催やグループ内専用サイトを通じた情報発信、各種制度の導入などに取り組んでまいりました。その結果として、2013年4月1日時点で5.3%だったグループ全体の女性管理職比率は、2021年4月1日には13.7%まで上昇いたしました。第7次中期経営計画(2020年3月期を初年度とする3ヶ年計画)においては、同比率を15%にすることを目標に掲げ、引き続き女性管理職の積極的な登用に努めてまいります。</p> <p>また、2019年度からは、全社員の活躍推進の取り組みに健康経営の視点も加え、「全員活躍推進委員会」「各社人事担当」「健康保険組合」が一体となって、健康経営にも取り組んでいます。健康経営の取り組みが優良であると認められ、2020年より2年連続で健康経営優良法人(大規模法人部門)の認定を受けました。</p> <p>加えて、ダイバーシティへの対応の一環として、障がい者雇用も積極的に進めています。当社および事業会社計8社は、特例子会社制度によるグループ適用の認定を受け、2021年6月1日現在の障がい者雇用率は2.65%と、法定雇用率(2.3%)を上回っております。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役および従業員による企業倫理、法令および社内ルールの遵守の確保を目的として「企業倫理の基本理念」および「企業倫理行動指針」を定め、次のとおり、企業倫理・法令遵守の徹底を図ります。
 - 1) 代表取締役社長は、繰り返し「企業倫理の基本理念」の精神を取締役、従業員に伝達し、企業倫理・法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを徹底します。
 - 2) 代表取締役社長を委員長とする「企業倫理委員会」は、当社および子会社（以下、「当社グループ」という）に重大な影響を与えるおそれのある企業倫理上の問題および企業倫理遵守体制の見直しに関する事項等を審議し、その結果を取締役に報告します。
 - 3) 取締役・従業員が法令違反の疑義ある行為等を発見した場合に、速やかに「企業倫理委員会」へ報告される体制を整え、そのための情報伝達手段として「企業倫理ヘルプライン」を設置します。
 - 4) 企業倫理・法令遵守の意識を徹底・向上させるため、取締役・従業員を対象とした企業倫理研修を継続的に実施します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 「社内文書管理規則」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理します。
 - 2) 取締役および監査役は、「社内文書管理規則」に基づき、常時、これらの文書等を閲覧可能とします。
- (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 「リスクマネジメント規則」に基づき、当社グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備します。
 - 2) 代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社グループの活動に影響を与えるビジネスリスクの把握、リスクの識別・分析および評価・モニタリング等を含めたリスク管理プロセスの構築・整備ならびに監視を行います。
 - 3) リスクマネジメント委員会は、「リスクマネジメント規則」に基づき、定期的または必要に応じて各種リスクの状況を取締役に報告します。
- (4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社グループの取締役、従業員が共有する目標として中期経営計画を策定します。また、同計画を構成する年度予算の進捗を四半期毎に管理会計手法を用いてレビューし、その改善策を検討・実施することにより、業務の効率化を推進します。
 - 2) 子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、その管理に関する基本規程を整備します。また、当社の常勤取締役および主要な子会社の代表取締役を構成員とする「経営協議会」を設置し、グループの経営方針および経営情報の共有化を図ります。
 - 3) 取締役の職務分担、各部門の職務分掌・権限を明確にし、職務の執行の効率性を確保します。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社は、子会社の企業倫理・法令遵守体制その他業務の適正を確保するための体制の整備を支援します。
 - 2) 子会社は、当社制定の「企業倫理の基本理念」、「企業倫理行動指針」を共有し、これらに従った経営を行います。また、当社は、子会社に法令違反等が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、子会社の内部通報制度の整備を支援します。
 - 3) 当社は、「連結経営管理規則」に基づき、子会社の経営上の重要事項に関して当社への事前協議・報告を求めるほか、必要に応じ、当社の役員または従業員を取締役、監査役として派遣し、適切な監督・監査を行います。
 - 4) 子会社は、「連結経営管理規則」に従い、業績、財務状況その他重要な事項を当社に報告するほか、必要に応じて、子会社の代表取締役が業務の執行状況を当社の取締役会に報告します。
 - 5) 当社の内部監査室は、子会社の業務執行および法令・定款の遵守状況やリスク管理状況等について、内部監査を実施します。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
 - 1) 内部監査室が、監査役職務を補助する体制とします。
 - 2) 内部監査室に配置された従業員は業務執行に係る職務を兼務しません。
 - 3) 内部監査室の長の異動については、事前に代表取締役社長が監査役会と協議し、監査役会の意見を尊重します。
- (7) 監査役への報告に関する体制
 - 1) 当社の取締役および従業員は、財務、企業倫理遵守、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告するとともに、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または法令・社内ルールに違反する行為が行われていることを発見したときは、直ちに監査役にその事実を報告します。
 - 2) 子会社の取締役、監査役および従業員が、当社または子会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールに違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役へ報告する体制を整備します。
 - 3) 前2項の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備します。
 - 4) 内部監査室の長は、内部監査業務の遂行にあたり、事前に常勤監査役との連携を保ち、重要な事項については適時常勤監査役へ報告するよう努めます。さらに内部監査結果を遅滞なく常勤監査役に報告し、定期的に監査役会に報告します。
- (8) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 内部監査室の他、監査役個別の指示に基づき、総務部、経理部は監査役職務の監査実施を適宜補助する体制を確保します。
 - 2) 取締役会が業務の適正を確保する目的で設置し、適時開催する重要な会議、委員会等への監査役の出席を確保します。
 - 3) 代表取締役社長は、必要に応じ、監査役会と会合を持ち、経営上の重要課題等について、意見交換を行います。
 - 4) 監査役がその職務の執行について生じる費用を当社に請求したときは、当社が監査役職務執行に必要なことを証明したときを除き、請求があった後、速やかに支払うものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的な勢力あるいは組織とは接触せず、介入されるすきを与えず、影響を及ぼされることを未然に防ぐことを基本姿勢としております。このことは、当社の「企業倫理行動指針」に掲げております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は、「社会に信頼される会社であること」を経営の基本理念としており、この理念に基づき、適時適切な情報開示を行い、誠実で透明性の高いコミュニケーションに努めております。以下は、当社の適時開示に関わる社内体制の概要であります。

1. 会社情報の収集

当社および子会社の重要な会社情報は、当社各部門ならびに子会社より当社の経営管理部、総務部のいずれかへ報告する体制としております。

2. 適時開示の判定

上記方法により収集した会社情報は、経営管理部、総務部において、東京証券取引所が定める有価証券上場規程および関係法令に基づき適時開示の要否の判定を行い、適時開示を要する会社情報については、当該部門にて開示内容を起案します。

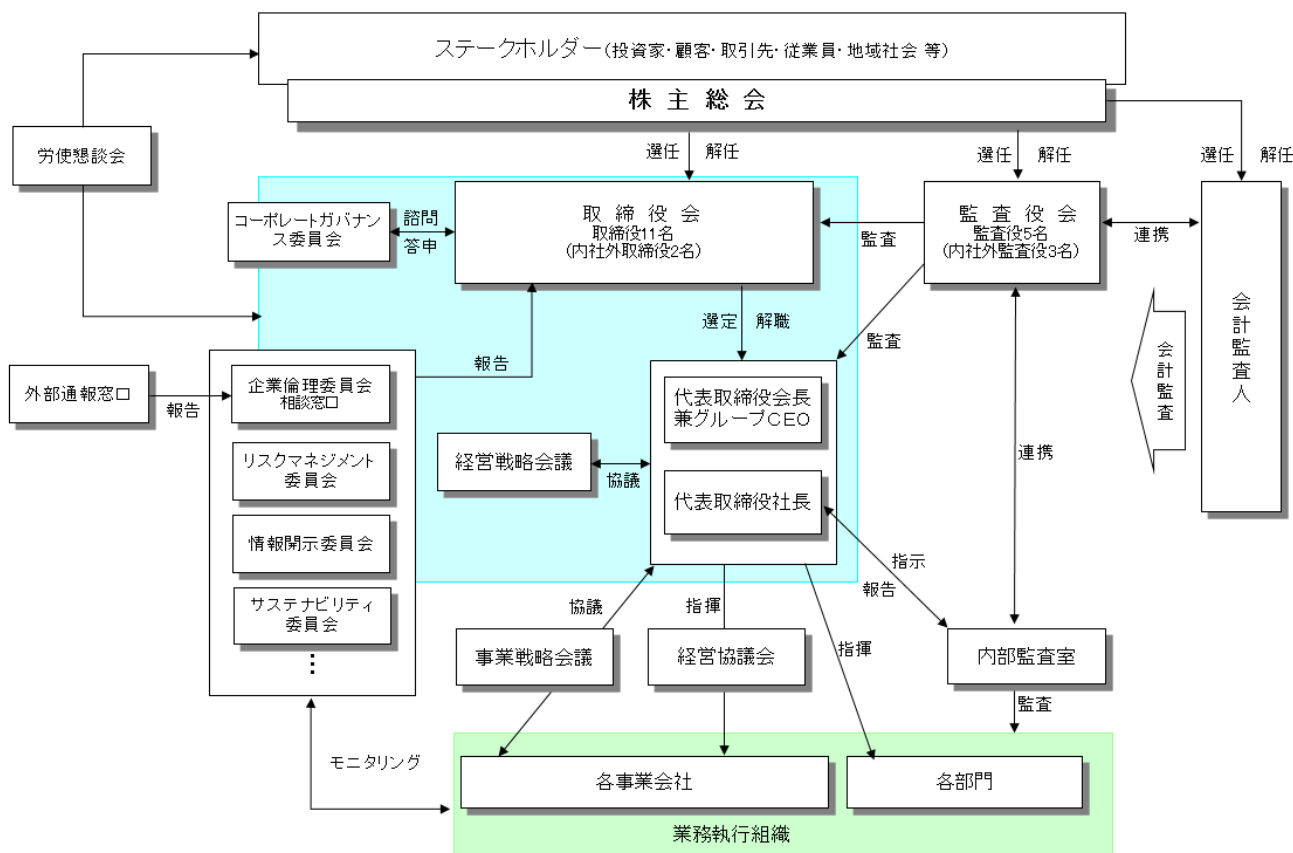
3. 外部への適時開示

経営管理部、総務部が起案した開示内容は、代表取締役社長の確認を得た後、決定事実、決算情報は取締役会の決議、発生事実は取締役会への報告（緊急の場合は後日報告）を経て、開示をしております。

これら一連の社内手続きを経た開示対象情報は、速やかに東京証券取引所に開示され、また遅滞なく当該情報を当社ホームページに掲載し情報開示の徹底を図っております。

4. 情報管理

決定事実、決算情報、発生事実に係わる情報については、インサイダー取引防止管理規則に従い、内部管理の徹底を図っております。



【適時開示体制図】

